



長野県報

5月17日(木)
平成30年
(2018年)
第2974号

目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課)	1
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	2
解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	2
公共測量の実施(建設政策課)	3
公共測量の終了(3件)(建設政策課)	3
地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務の委託(建築住宅課公営住宅室)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4

公告

表彰規則に基づく表彰(人事課)	4
大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	4
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)	4
土地改良区連合役員の就任の届出(農地整備課)	5
特定調達契約に係る一般競争入札(高校教育課)	5



長野県告示第369号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 特定施設入居者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人てまり	社会福祉法人てまりケアハウスメディアタウン	松本市南松本2丁目2207-11	平成30年5月1日

(登録特定行為事業者 特定施設入居者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人てまり	社会福祉法人てまりケアハウスメディアタウンアベニュー	松本市高宮南6-25	平成30年5月1日

介護支援課

長野県告示第370号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯田市上久堅6062の4、6063の2、6067の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第371号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢9023の2・9025・9027の1・9031の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第372号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡松川町生田2033の6、2034の1、2034の3、2034の4、2170の1、2170の2、2170の4から2170の6まで、2175の3、2175の4、2179の1、2179の5、2179の8、2181の1、2181の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第373号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市奈川2957の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第374号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町大字佐野字笠ヶ嶽2781の1・2781の7（以上

2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第375号

飯田市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(デジタル空中写真撮影、デジタルオルソ作成)
- 2 作業期間
平成30年4月27日から平成30年11月30日まで
- 3 作業地域
飯田市、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡下條村、下伊那郡泰阜村

建設政策課

長野県告示第376号

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量・航空レーザ測量(地図情報レベル1000)
- 2 作業期間
平成29年8月28日から平成30年3月23日まで

長野県告示第379号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部守一

受託者

氏名	住所	委託期間
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目16番20号	平成30年4月1日から平成30年6月30日まで

建築住宅課公営住宅室

- 3 作業地域

木曾郡上松町、木曾郡木曾町、木曾郡王滝村

建設政策課

長野県告示第377号

大町市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 地図情報レベル1000及び2500数値地形図修正
- 2 作業期間
平成29年10月2日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域
大町市

建設政策課

長野県告示第378号

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
平成29年12月11日から平成30年2月26日まで
- 3 作業地域
小諸市、北佐久郡軽井沢町

建設政策課

長野県長野建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年5月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年5月17日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

1 路線名 長野真田線

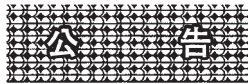
2 供用を開始する区間

長野市松代町東条字反町3363番の1地先から

長野市松代町東条字中条2936番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年5月17日

道路管理課



公告

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)第7条の規定により、平成30年5月8日付けで次の者を表彰しました。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部守一

スポーツ栄誉賞

- 狩野 亮 小池 岳太 夏目 堅司
三澤 拓 上原 大祐 熊谷 昌治
塩谷 吉寛 中村 稔幸 福島 忍
堀江 航 望月 和哉 吉川 守

人事課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供します。

平成30年5月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐久インター前商業施設
佐久市岩村田北1-22-1ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和リース株式会社
代表取締役社長 森田 俊作
大阪府大阪市中央区農人橋2-1-36
3 同法第8条第1項の規定による佐久市の意見の概要
(1) 当該施設には多くの人が集まり、路線バスやデマンドタクシーの乗入れに対する要望が高まることが想定される。併せて

交通渋滞の緩和等交通安全の観点から、将来的には施設構内に路線バスやデマンドタクシーの停留所が設置できるような施設

- の設計を可能な限り検討されたい。
(2) 駐車場入口No.5については、道路交通に支障がないよう関係機関と十分協議のうえ適切に対応されたい。
(3) 予測地点b及びcにつき、騒音予測及び評価の結果、搬入車走行及び荷捌作業について、夜間の基準値を上回ることが予測されたことから、防音壁を設置する等可能な限りで騒音レベルの低減を図られたい。
(4) 騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設を設置する場合には、同法を遵守し、市へ届出を行うこと。
(5) 当該店舗周辺の良好な環境の形成または保持のため、遊戯施設や風俗営業施設の立地に際しては、周辺住民との合意形成に十分配慮されたい。
4 意見書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室及び長野県佐久地域振興局商工観光課
5 縦覧の期間
平成30年5月17日から平成30年6月18日まで

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

小諸市高峯土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年5月17日

長野県佐久地域振興局長 井出英治

理事

新任

Table with 3 columns: Name, Residence, Address. Lists new board members including 中込 新一郎, 富岡 道夫, etc.

退任

Table with 3 columns: Name, Residence, Address. Lists retiring board members including 土屋 英幸, 関 勝, etc.